

令和4年5月11日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和4年5月11日（水曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

鎌田 礼二 委員長

菅原 善幸 副委員長

阿部 かほる 委員

土見 大介 委員

小高 洋 委員

志賀 勝利 委員

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

総務部長 佐藤 俊幸

管財契約課長 千葉 貴幸

総務部
契約係長 大友 純一

総務部
総務人事課総務係長 阿部 俊弘

事務局出席職員氏名

事務局長 相澤 和広

議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 工藤 聡美

会議に付した事件

調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」

- ・契約事務について

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

傍聴者はおりませんね。

これより議事に入ります。

調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」のうち、契約事務についてを議題といたします。

本日の委員会では、既に各委員の皆様にも事務局を通じてお配りしております県内の各市議会事務局に照会いたしました契約事務に対する調査結果を基に、当局に対して質疑を行ってまいりたいと思います。

なお、4月1日からの組織改編に伴い、今回は、契約事務担当部課長として、総務部長、並びに、管財契約課長のご出席をいただいております。

まず、調査結果の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○石垣議事調査係長 それでは、調査結果の概要について、ご説明をさせていただきます。

まず、設問1でございます。

設問1につきましては、入札参加者を増やす観点から入札公告期間を長くする取組を行っているかを問うたものでございます。なお、調査につきましては、県内の各市議会を通じて行っております。

設問1について、運用で公告期間を長めにしている市は4市ございました。また、規則で公告期間を長めに定めている市は1市ございました。

具体的に申し上げますと、毎月定例で行う入札については、長い見積期間、三、四週間ほどとしていると回答いただいたのが多賀城市でございます。岩沼市につきましては、15日以上の公告期間を確保するようにしており、祝日が多く含まれる場合は、考慮して20日以上の期間を確保するよう努めているという回答をいただいております。富谷市からは、運用で20日以上前の公告としていると。気仙沼市からは、規則で10日前としているが、設計に時間を要する等想定されるものについては、12日から20日程度公告期間を長くする場合があるという回答をいただいております。以上が、運用で公告期間を長めにしているというふうに回答をいただいた市でございます。

次に、東松島市は、建設業法施行令第6条の規定の5日前に公告するよう規則で定められています。つまり、建設業法施行令第6条の規定よりもさらに5日間余裕を持って公告するよう

にしておりますというのが東松島市で、それは規則で定めているという回答でございました。

設問2でございます。

設問2は、随意契約が恣意的に行われぬような取組を行っているかを問うたものでございます。

取組例として、職員で構成する委員会で審議しているのが石巻市、白石市、岩沼市、東松島市、富谷市、大崎市、本市も該当します。第三者が入る委員会での審査対象としているのが、多賀城市、登米市、栗原市でございました。

設問3でございます。

随意契約が適切に行われているか議会でチェックする取組を行っているか問うたものでございます。なお、議会の議決に含めている契約の審議や、議選の監査委員は除いて回答をお願いしております。

取組があるといただいたのが3市ございました。うち、2市につきましては、常任委員会の閉会中審査において調査する場合がある、あるいは、調査できるという回答でございました。1市につきましては、常任委員会において定期的に入札契約監視委員会の審議内容の報告を受けているという回答でございました。

具体的には、常任委員会の閉会中審査で調査できる、あるいは、調査する場合があると回答いただいたのは、岩沼市、東松島市。常任委員会において定期的に入札契約監視委員会の審議内容の報告を受けているというのは登米市でございました。

設問4でございます。

契約の公平性等に配慮しながら地元業者が入札に参加しやすいような取組があるかどうか問うたものでございます。

こちらにつきましては、もうほとんどの市で取り組んでおり、総合評価方式の評価項目で地元業者を優遇する市が11市ございました。ただし、回答を見ますと、優遇する評価項目については、各市で項目や内容に違いがあるようでございました。

具体的には、要綱等で地元業者を契約の相手方とするよう努めていると書いていただいたのが仙台市、角田市。建設工事において、入札参加資格制度に必要とする点数を市内業者は低く設定しているという回答が岩沼市。総合評価落札方式の評価項目で地元業者や地域貢献で優遇する項目を設けているという回答があったのが、石巻市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、富谷市、大崎市、本市も該当いたします。

以上でございます。

○鎌田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。

委員各位のご発言をお願いいたします。いかがでしょう。志賀委員。

○志賀委員 設問3のところ、随意契約が適切に行われているかどうか議会でチェックする取組を行っていますかと。塩竈市は行っていないと書いてありますけれども、行っていますよ、議会で。重点分野でやっていますし。これはやっているんだよね。

○鎌田委員長 事務局。

○石垣議事調査係長 大変申し訳ございませんでした。集計ミスでございます。訂正させていただきたいと思えます。申し訳ございませんでした。

○鎌田委員長 ほかのご発言ありますか。志賀委員。

○志賀委員 一応、各自治体の状況はこれで大体分かりました。それで、やっぱり各自治体も無関心だなということも分かりました。だから、やっぱり、これを踏まえて、塩竈市は塩竈市独自のチェック体制ができるような仕組みをつくっていかなければいけないのかなというふうに感じております。

それで、今後、どのような進め方をこの委員会が進めていくのか、何を目標にしていくのか、その辺のところをまず定めて、それから、今度、いろんな契約の種類がありますから、そういった種類を洗い出して、最終的には、職員、それから我々議員に対して、小冊子みたいなものを配付して、それを見れば契約関係が、みんなが一目瞭然に正しい契約の方向に向いているかどうかというのが判断できるような資料を作っていくのが望ましいのかなというふうに私は思っていますけれども、皆さんどう思うか。

以上です。

○鎌田委員長 それについては、後ほど、委員会の中で委員だけで審議をしていきたいというふうに思います。今日は、当局の総務部長をはじめとする方においでいただいておりますので、この資料に関すること、ないしは、今後の進め方について参考になることを、当局の方に質問していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

そういったことで、質問者、おりませんか。

この調査結果と塩竈市の対比でも構いませんし。どうですか。

副委員長、いかがですか。

○菅原副委員長 では、私から、ちょっと1点、確認させていただきたいと思います。

今回、設問で出されました中で、設問4で少しお伺いしたいと思います。

私も、今回、公平性の配慮から、やはり、地元業者の入札が大切じゃないかなということ、前回お話しさせていただいていたんですけれども、やはり、参入できる、できないというのは力ということでございますけれども、なかなかその中にどこにも入らないという部分もございまして、評価の項目ですけれども、この営業地と、塩竈市においては、営業拠点という、所在地ということで書いてありますけれども、ほかの自治体でも、本店と営業所という形でいくと、やはり、市域外で本店があつて、こっちが営業所。例えば、また逆で、ここに本店があつて営業所となった場合に、そういった定義というものをきちんと定めることはできないんでしょうか。その辺をちょっと確認させていただきたいと思いますが。

○鎌田委員長 お願いします。千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 ただいま、総合評価落札方式に係る評価項目のご質問がございましたので、実際に資料を基にご説明を差し上げてよろしいでしょうか。

○鎌田委員長 お願いします。

○千葉管財契約課長 今、お手元に配付をさせていただきましたのが、塩竈市特別簡易型総合評価落札方式、こちらの落札決定基準となります。今回は、今まさに発注をしております、1枚めくっていただきますと上段にございますが、第二中学校長寿命化対応工事ということで、現在、公告中の案件、そちらの資料を基にご説明させていただきます。

このような形で総合評価落札方式について詳細にご説明をする機会というものがあまりないものですから、この場をお借りして、改めてご説明を差し上げたいと思います。

まず、2ページの大きな2番の(2)総合評価の方法ということで、実際にどのような算定方法になるかということでございます。総合評価落札方式につきましては、総合評価点というもので競います。こちらは、入札の価格評価点プラス価格以外の評価点という構成になります。その下に点数の内訳がございまして、①としまして、価格評価点はどのような形で計算をするのかということで、こちらに $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ ということで、入札価格に対して予定価格の割合で計算をしております。

②の価格以外の評価点というものが20点、こちらは2ページの配点表がございまして、まず、大きく4項目に分かれます。大きな大分類としましては、企業の施工実績、こちらが4項目。1つ例を申し上げますと、一番上の工事实績でございまして、こちらは、今回発注する工事

の同種工事があるかないか。これであれば2点、なければゼロ点と。企業の施工実績で最大5点が加算されるという形になります。

3ページをご覧くださいますと、配置技術者の能力ということで5点、労働福祉で3点、一番ご質問にございました地域貢献の部分、こちらは4項目7点という割合を持っています。具体的に、営業拠点の所在ということで、市内に本社があれば3点、市内に支店・営業所があれば2点というような加算になります。あとは地域住民の雇用状況、3名以上雇用していれば1点と。その下、災害等での締結と。協定を市と結んでいけば2点加点される。あとは一番下、消防団協力事業所ということで、こちらは実際に事業所の中で社員が2名以上消防団に加入していれば市の認定が受けられると。こちらで1点加点されるという形になっております。おおむねこちらの地域貢献の7点の枠、こちらが地元の業者に対する、いわゆるアドバンテージという形になっております。

総合評価落札方式の大まかな内容としては、以上となります。

○鎌田委員長 ありがとうございます。続いてありますか。菅原委員。

○菅原副委員長 分かりました。評価点の点数のつけ方というのは、こういう形でつけられるというのが大体分かりました。理解しました。ということは、地域貢献でアドバンテージで7点が、あくまでも7点が最大で加点されるという形になると思いますけれども、金額的には、事業者の内容なんかも全て調査の上での、これは加点に入ってくるんですかね。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 こちらの、まず総合評価落札方式につきましては、このような落札基準を設定しまして、入札参加申請の際に、業者から一定程度こちらの自己採点で点数を、入札参加時に申請をいただきます。入札後に事後審査という形で、そちらの内容の点数が間違いなかいかどうかというのをこちらで確認しまして、最終的に総合評価点として決定するという形になります。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原副委員長 分かりました。ということは、これで決定した段階で、合計点数とか、それは公表というのはされるのでしょうか。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 こちらは、最終的には事後審査ということで指名委員会の承認、その後に

落札決定となりますので、契約締結後に工事契約台帳ということで閲覧に供しております。

(「分かりました」の声あり)

○鎌田委員長 ほかにございますか。土見委員。

○土見委員 資料、本日はありがとうございます。

当局の方にお伺いしたかったんですけども、大きく2点あります。

まず、1点目が、アンケート調査の設問4に対する回答の数字というところで、一番最後の紙になります。塩竈市の対応というところに総合評価落札方式のところ、その都度、指名委員会で落札者決定基準を定めていますということが書かれているわけなんですけれども、その都度定めるというのは手間かなとも思ったんですけども、どういうことを考慮してその都度決めることにしているのか。また、どういう点はその都度変わっていくのか。それについて、ご説明をお願いしたいと思います。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 お答えします。

まず、基本的に、こちらの落札決定基準の点数の割合については、基本、変えることはございません。よほど特殊な大規模な工事ですとか、そういったものでない限りは、基本、こちらの基準を採用いたします。

その都度定めるといいますのは、こちらの2ページにあります企業の実績、施工実績ですね。こちらの同種工事をどのように設定するかというものについて、その都度、発注する工事とどのような形で、どのような工種、どのような規模を同種工事として定めるのか、そういったものをその都度設定しているということでございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、価格以外の評価点のうちの最大5点のところ、振れ幅が出てくるということですね。ありがとうございます。

次にお伺いしたいのが、総合評価点、価格評価点と価格以外の評価点ということなのですが、価格評価点というのは、入札価格、予定価格で決まると思うんですけども、通常、何点から何点の間で推移するものなのか。要するに、最低落札価格というか、あれを考慮すると、何点ぐらいが価格評価点になるのかということをお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 お答えします。

こちらはあくまで予定価格に対して入札価格が幾らになるかということになりますが、基本、予定価格と入札価格が同じ価格であればゼロ点という形になろうかと思えます。おおむね10点を超えない範囲で、失礼しました。物によっては、10点を超えるような価格点というのも出るのかなと感じております。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、価格以外の評価点を含めて、トータル二十数点から三十数点というところが総合評価価格になるという形の認識でよろしかったでしょうか。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 資料を今見つけました。令和3年度ですけれども、実際に総合評価ということで15件ほど発注をしております。その中の1つをピックアップしますと、例えば、約5,000万円の予定価格に対しまして4,500万円ぐらいで入札をしたということになりますと、価格点で13点ほどというような計算になっております。ですので、おおむね、ぱっと今手元の資料を見ますと、13点台、15点台ぐらいがおおむね上限になってくるのかなと。それ以下になりますと、低入札調査に入ってしまうおそれもあるのかなと考えております。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、設問4の地域事業者を優遇というか優先するところの観点で見ると、地域貢献の有無で最大7点であると。総合評価の全体的な点数が30点とかその程度あたりというふうに考えると、大体5分の1、2割ぐらいが地域貢献度合いでの加点になるという考え方でいいんですね。ありがとうございます。

以上です。

○鎌田委員長 ほかございませんか。志賀委員。

○志賀委員 まず、企業施工実績というんですけれども、この実績のあるなしというのは、誰がどう確認するんですか。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 こちらにつきましては、同種実績として、実際に施工した契約書の写しですとか、資料の内容をまさに提出を求めて、そちらを発注担当課に確認をするという形にな

ります。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 この優良工事表彰というのは、建設業界の方は皆さんいろいろもらっているみたいだね。ただ、出す方の、それを評価する先生というのかな、その個人的な感情が入っているやにも聞いております。その辺のところをやっぱりちゃんとしていかないと、公平性が損なわれるのかなというふうに感じているわけです。その辺については、管財契約課としてはどのように考えていますか。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 優良工事表彰、こちらの基となる工事成績調書の関係だと思いますが、こちらについては、たしか平成30年当時からだったと思いますが、県の採点方法を、そのままそれを採用して、要するに、担当者の私見が入らないような形で評点がついているという認識を持っております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ただ、現実はそうでないみたいだね。結局、今年も見つかっているみたいだね。契約業者がいる、言うことを聞かないというか、いや、ちゃんとやっているにもかかわらず、何かそういう言いがかりをつけて進まない、それから支払いも遅らされるということが現実的に行われているんだそうですと聞くとね。だから、そういうところがざっとチェックできるような体制を取る。要するに検査員の資質の問題だと思うんです。それで問題になったようですね。だから、やっぱりそういうところをしっかりとチェックできるような仕組みをつくっていかないといけないのかなというふうに思います。ですから、その辺は今後の問題点として、管財契約課でチェックする仕組みを考えていただけないかなというふうに思いますが、いかがでしょう。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 志賀委員おっしゃるとおり、新しい評価採点方法に変えてから、優良工事業者の表彰数が激減したということは、実際、事実でございます。ただ、こちら市としましても、優良工事の表彰、受賞されるということは、いわゆるその企業、あとはそこで働く技術者にとってもかなりモチベーションにもなるのかなと。あとは、ひいてはこういった総合評価の加点にもなるということで、こちらとしては、なるべくこういった表彰を受賞できるような形で、業者の施工もそうですが、あとは現場の監督員にもしっかりと管理をしていた

だくというような運用が、今後、必要になってくるのではないかなと考えております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 結局、監督員もいますよね。検査員もいますよね。検査員が監督員よりも先輩だということになると、結局、監督員も若手であり状況を知らないとかとなってくると、十分な監督員と検査員のやり取りができなくて、本来は監督員がいろいろな説明をしなければいけないのに、業者が説明しなければいけなくなるというようなところもあるようです。ですから、それをどう公正に運用できるかという仕組みを考えていかなければいけないし、だから、そのところで、やっぱり事業者の苦情を聞くとかいうようなところに注意を払っていないと、ただもう検査員の言うとおりに、そのまま真に受けてやっているというだけでは、そういうことが防げないのかなというふうにも思いますので、そういうところを、やはり、公平に判断できる、検査員のさじ加減でどうにでもなるということのないようにだけしてもらいたいなというふうに思います。

それと、建設業者でよく指名停止というのがありますよね。新聞で出ています。だけれども、指名停止になっても、何か喉元過ぎればで、すぐまた指名に参加できるような仕組みになっているわけですが、結局、そのところが、やっぱり手抜き工事であったり、何か問題あったりということが後を絶たないのかなというふうにも思いますので、やっぱり、指名停止になったら一定期間というか、一定期間というのは何か月ですよね。何かえらい軽いんだよね、私思うにね。やっぱり、最低1年とか参加できないような仕組みも考えていかなければならないんだろうなというふうに思います。

こういった制度がいつできて、その後、変更があったのかどうか知りませんが、地域貢献にしても、中身的に見ていくと、本社と、市内に支店があるでは1点しか違わないということがあられるわけでしょう。やっぱり、地元業者ということ考えた場合に、もうちょっと点数に差をつけたらいいのかなという感じもしますし。

あと、災害協定の協定の有無ということで、ありなしで点差が2点というのがありますけれども、ただ、これが、災害協定もさることながら、市内の一斉清掃とかで協会の方々が無償で、ボランティアでお手伝いをされているわけですが、そのときに各事業者がどの程度の人員を出しているのか、そういう部分をチェックしてそういうことを決めているのか。ただ協定に参加しているからといって、ただぼんと2点を与えているのかということも、やっぱり、本当の意味での貢献度というものをしっかりと実態を把握して、評価してあげる

べきではないのかなというふうに感じているわけですが、その辺についてはいかがですか。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 お答えします。

こちらの特別簡易型と呼ばれる総合評価方式につきましては、こちらは、いわゆる基礎自治体向けの簡易な総合評価となっております。こちらのいわゆる大きな目的としては、地域地元企業の育成を図るといったようなことが、こちら、特別簡易型の大きなテーマとなっております。

一方、公平性、透明性の観点、あと競争性の担保に併せて、地元企業の育成ということで、なかなか価格のバランスというものが難しいというのも事実でございます。実際、いろいろ周辺の自治体の評価項目を比較検討した時期もございましたが、すごく価格が高過ぎるよと、我々からすると高過ぎるのではないかなというふうなところまで設定している自治体もございまして、逆に、それほど加点の割合が大きいという自治体もございまして。

平成27年以降、ずっとこちらの項目でやってきたのではなくて、令和3年度に、たしか内容の見直しを行っております。こちらの業者さんについても、落札決定基準を見ながら、いろいろ入札参加というものを決めているということもございまして、今後、地域貢献の割合が実際に価格点と比較してどうなのかというものは、実績を積み上げて、対市外の業者との競争性でどの程度優位に立てるのかというものも、ある程度、統計を取りながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 災害が起きたときに、本来一番頼りになる業界の方々ですし、やはり、この業界の方々を最低限、件数は存続できるような仕組みづくりを考えていかなければいけないのかなと。それで、塩竈市も、かつては土木工事業が50億円以上あったこともありましたがけれども、現在はその半分以下になってしまっているということは、業界の方が半分の数になっても不思議ではない状況にあるわけで、これ以上の業界の方の減少ということを少しでも食い止めるためには、この地域貢献というところを少しでもポイントを上げてあげて、仕事が取れるようにと。確かに、安くやることも大事ではありますが、それ以上に、いざというときの助けになってもらうための、やはり、その授業料といったらおかしいですけども、そういうことも踏まえて考えていくのも大事なのかなというふうにも思いますので、やはり、

1 回見直しはやられているようですけれども、さらなるそういった観点からの見直しということも考えていただければなというふうに思います。

○鎌田委員長 ほかございませんか。小高委員。

○小高委員 それでは、ちょっとお聞きをしたいと思います。

先ほどいただいた資料からちょっと何件かお聞きをしたいんですが、価格以外の評価点20点のうちで、各配点、実際の請け手にどのぐらいの影響があるのかというのはちょっと私分らないんですけれども、そういったことを前提に、分からないままに聞くんですが、例えば、先ほどお話のあった、工事实績における同種工事、この同種工事というのは公共からの発注だけということですか。それとも民間でもそういったものがあればそこも含めてということなのか。まず、そこからお願いしたいと思います。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 同種工事の対象につきましては、前提は公共団体の発注ということになります。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

もう一つは、この下の優良工事表彰というもの、これも公共機関からの表彰、公共機関からの表彰って、どこから表彰されるか分からないようなあれでは意味がないわけですが、まずそういったことを考えたときに、地元の方々の育成だとか、先ほどそういった様々な目的をおっしゃっていただきましたけれども、地元業者というか、そういった話もいろいろありましたけれども、分からないままで本当に聞くんですが、これまで公共からの工事を請けてきたところが、基本的にはこういう実績があったり表彰されるということですよ。そうなったときに、能力もあるし、そういった力もあるんだけど、これまでの実績によってはじかれるようなという側面も一つは出てくるのかなという気もしたんです。能力はあるんだけど、今までの実績がなくて、ここではじかれてしまうとか、そういった側面もあるのかなとちらっと思ったんですけれども、そのあたりはどういうふうに受け止めたらいいですか。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 お答えします。

こちらの価格以外の評価点につきましては、項目として実績があれば加点がされるというこ

とになりますので、実績がないからといって入札に参加できない、排除するという事ではないです。あくまで、加点ができないという、そこだけの問題と考えます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

先ほど、バランスというお話もあったので、なかなか難しいところなのかなというふうに思ったんですけども、いわゆるあそこのところばかりみたいな、そういった話もありますので、まずはその辺一つと思った次第です。

それから、あと、地域貢献のところ、地域住民の雇用状況ということで、ぜひ市民の方を雇用していただければなということでのお話だったかというふうに思うんですけども、3人以上、あるいは、1名以上3名以内ということで、具体的に何名という形で記載があるんですけども、実際、例えば、1つの案件に対して入札ということを考えていらっしゃる企業のそれぞれの規模はどのぐらいばらつきがあるかというのはちょっと私も分からないんですが、例えば、ここを何名ということだと、極端な話ですけども、100人の3名と10人の3名では、やはり、それなりに違いが出てくるのかなという感じがあって、そこら辺、ばらつきないのかも分かりませんが、そういう意味で、例えば、ここを従業員のうち何割かという形で設定してみるのも一つの考え方かなと思ったんですけども、そのあたり、この3名とか、1名以上3名というのはどういう考え方なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 地域住民の雇用状況という形になっております。

こちらは、あまりこれを入れているほかの自治体というのはそうそう見かけなかったということで、少なくとも地元企業であれば、最低3名程度は、社長も交えてカウントができるのではないかなというところから来ております。実際、市外の業者が参入された場合なんですけれども、市外の業者であれば、こちらの3名以上という加点が、正直なかなかここまでは達していないということになりますので、あくまで地元企業さんであれば、普通に1点というものは確保できるというところで、3名というふうに設定した次第でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

企業規模で見たときに、この数値の入れ方が果たして適切なのかなと、そういった思いがち

よっとあったもので、お聞きをした次第です。

それから、ちょっと別のスケジュール管理の調整から1点ちょっと、設問1のところからお聞きをしたかったんですが、大体、よその自治体さんのところを見させていただきますと、建設業法施行令に基づいて、一つの定め方というのもほとんどなのかなというふうに受け止めているんですけども、一方で、先ほどご説明いただいたように、運用の中で、一定程度、さらに長くするような取組というのがそれなりに見受けられるということなんですが、このほかに、先ほどの塩竈でこういったものを検討されるとなれば、何か指標となるものがあるのかどうか。そういったところについて、ちょっとお伺いします。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 こちらの入札までの見積期間、どちらかの自治体でございましたように、建設業法施行令の第6条というところで、予定価格に合わせて見積期間を設定しなさいと示されております。具体的には、予定価格が5,000万円以下であれば10日以上、5,000万円以上であれば15日以上は最低担保しなさいということになっております。

実際、本市も基本的にこちらを準用している形を取っておりますが、カレンダーの関係、祝日を挟んだりしますと、なかなか営業日として日数が見込めないということもございます。そういったものが、あくまで実営業日が見込めるような形で、その都度、契約作業では運用で実際行っているというところではあります。

今後、多賀城市さんのように、具体的に3週間、4週間後、実際にやれるのかどうかというところにつきましては、各個々の工事の発注内容も当然影響はしてくるということもございますので、ちょっと宮城県の運用ですとか、そういったものも確認しながらかなとは考えております。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

それで、営業日との関係での日程の運用というお話あったんですけども、今回の設問については、入札参加者を増やす観点から公告期間を長くする取組ということで調査をしていただきました。そういった意味では、この設問においてこういうお答えがそれぞれの自治体から返ってきたということは、1つは入札参加者を増やそうということでの取組ですよという回答でまさにあるはずなので、そういった点から見た場合に、本市においても、じゃこういった形で一定公告期間を長くするだとか、そういった取組をやったとして、なかなか直接お

聞きする機会もないのでお聞きするんですけども、実際にそれで入札参加が結構増えるだろうという見通しになるのかどうか、その点をちょっとまず1点。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 お答えします。

実際、入札の公告をしても、市としても業者さんに見ていただかないと、知っていただかないと、なかなかこれも入札が進まない、工事が成立しないということもございますので、こちらは、期間を長くするという事は当然大切だと感じておりますが、それに併せて、やはり、周知の方法というものも、もっとさらに重要ではないかなと考えております。一般的には、各市のホームページに掲載するというのはもちろんですが、いわゆる業界紙、建設新聞社等々にも早めに情報を出して、公告日に漏れなく掲載をしていただくということで、結構、建設会社の方々は業界紙をかなり見ていらっしゃるということもございますので、なるべくそういった周知方法というものも、期間を長くすることと併せて重要なかなと考えております。

あと、私の個人的な意見ということで捉えていただきたいんですが、最低5,000万円以上であれば15日間という入札期間を担保すると。これを、総合評価等々であれば、いろいろな資料の準備もございますので、多少長めにする傾向はございますが、4日、5日、入札期間を長く取ったとして、どれぐらい応札者が増えるのかという、何とも感覚の問題でしかちょっとお話しはできないんですが、急激に増えるということはあまり考えづらいのかなと、ちょっと私の個人的な意見として捉えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

そのあたりはしっかりとご検討いただければいいのかなというふうに思うんですけども、それで、先ほどお話の中で、その期間というところに加えて、いかに知っていただくかというような取組のところでお話がありましたけれども、その1つには、ホームページ、あるいは、業界紙というお話もあったんですが、塩竈市として、ホームページのどこを見たら、どこ見たらというか、こういったものを募集しますよとなったときに、何かホームページでもあっちゃこっちゃになっているようなお話を聞いたことがあるんですが、そのあたり、現状はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 まず、一般競争入札であれば、市のホームページの契約という、たしか管財契約課のサイトに載せております。実際、秘書広報課に確認しましたところ、やはり、契約サイトのホームページの閲覧数が、市ホームページ全体からしますと断トツに多いという統計があるようです。

一方、委員からおっしゃられたとおり、どこにあるのかと。例えば、一般競争入札であれば管財契約課のサイトですけれども、これが指定管理ですとか、プロポーザルですと、発注担当課のホームページにそれぞれ載せているということで、なかなかジャンルが違う業者さんによっては気づきにくいのかなというものは正直あろうかと思います。なので、ちょっとそこはこちらとしましても、一番閲覧数が多いのが管財契約課のサイトであれば、そのサイトから、プロポーザルとか指定管理の発注担当課のサイトにリンクを貼れるような、何かそういう対応が取れるんじゃないかなということで、技術的な部分もありますので、そこは検討してみたいと考えております。

○鎌田委員長 ほかにございませんか。志賀委員。

○志賀委員 今の契約の絡みで、結局、教育委員会のエアコンかな、教育委員会のあるところからのページからじゃないと報告されていなかったという点があったので、それはそれで塩竈市の仕事なんだから、全てを、管財契約課がやっているところに全部一括して載つける仕組みをつくれれば何も問題はないと思うんですよ。何か課長の話を知っていると、いろいろ検討しなければできないような話をしているけれども、そういう仕組みをつくっていけば、一発でできるようになるんですよ。それができない理由というのは、何が、どういう理由があるんですか。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 ご説明が誤解を招くようでしたが、特にできない理由というのはないと思います。ホームページ、私もシステム関係の知識がないものですから、そこは担当部署に、管財契約課のページにしっかりと貼りつけるような、そういった運用で、そちらはもちろん間違いなくいけるかなと考えております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 結局は、各担当部署でやるときに、必ず管財契約課のホームページに載っけなさいと一言言えば、それで済むことであって、システムを知らない、知っているという問題とはまた別問題だと思うんですね。だから、そういうことは略さないで統一していくということ

が大事だろうというふうに思います。ですから、各課ちゃんと対応してください。そうすると、そういう苦情も来なくなると思います。

○鎌田委員長 ほかございませんか。土見委員。

○土見委員 すみません、1点だけ。落札者決定基準について、細かい部分で恐縮なんですけれども、企業の施工実績のところの不誠実行為というところをお伺いしますが、塩竈市からの指名停止のルール、ここに回数が影響すると書いてあるんですけれども、ほかの市区町村の指名停止実績というような結果を知るというのは非常に難しいところがあるんでしょうか。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 お答えします。

正直、こちらについては、指名停止の情報が、各自治体ごとに処分をされるということでございますので、宮城県、あと国の機関とかであれば、指名停止をしたものが全て各市町村に情報が来るということで分かるんですが、例えば、お隣の自治体で指名停止をいついつ、過去5年間のうち、どれぐらいの期間をやったかというのを実際に調べるのは、現実的には厳しいのかなと考えております。

以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

あと、ここは自己採点ではなくて、そちらでチェックしていただけると。よく何か問題が発生した企業を調べると、ほかのところでも何かやらかしていたなどという話をよく聞くので、そういう取組ができればいいなと思ったのでお伺いしました。ありがとうございます。

○鎌田委員長 ほかございませんか。志賀委員。

○志賀委員 市有財産の処分について、採決事項で、一応、市のあれでは30万円以上のやつについては入札するということになっているんですか。それとも、随契でも取ってもいいよとなっているのか。そのところ、管財契約課としての捉え方をお聞きしたい。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 今、お話しありましたのは普通財産の払下げの関係ということでよろしいでしょうか。基本的には、公募をしてやりますが、例えば、その場所がその方としか接していないとか、そういった部分については、縁故払下げとか、そういったものも事案によってはあり得るのかなと考えております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 規約にはそういうことは書いてないですよ、たしか。規約というか、条例かな、市の。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 すみません。ちょっとそちらの財産処分まで、今、確認はしておりませんが、具体的な事務の流れまでは記載はされていなかったと理解をしております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 だから、ちゃんと具体的にそういうことを載っけてもらいたいですね。やっぱり、普通財産であろうと行政財産であろうと、結局、財産処分については入札する、公募するというような形にしていかないと、そういう仕組みをうまく利用して、外部に供することにもつながるかと思しますので、そういうことを防ぐためにはそういうことを明確にうたうべきではないのかなというふうに思っています。ですから、なるべく職員の方々が、その行為に対して負担を感じない、ストレスを感じない、明確にうたっていれば「できません」と答えられるわけですから、そういう方向に持っていくべきではないのかなと思しますので、うやむやな状況にしておかない、それが一番大事だろうと思えます。

前に、市営上屋の件で、蒸し返しますけれども、結局、行政財産とか普通財産になると税金が増えるとか、行政の場合、何といたしましたっけ、2つの種類、資産の、分かれているのありましたよね。普通財産と行政財産かな。行政財産は議会議決で、普通財産の場合は専決できるというようなことがまことしやかに言われていたんですけれども、そういうことが書いてないんだよね、条例にね。だから、金額が書いてあるのは30万円以下のものについてはできる、30万円以上はちゃんと公告して売払いしなさいというふうになっているわけだから、そういうところは、やっぱりしっかりと明確に、誰が見ても分かるようにしてもらいたいなというふうに思います。

○鎌田委員長 ほかがございませんか。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時02分 再開

○鎌田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

先ほど、休憩中に確認をいたしました。次回会合は私たち委員のみでの会を開催したいと思います。期日については、正副委員長にお任せいただきたいということですが、以上でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、どうもお疲れさまでした。

午前11時03分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 鎌田 礼二